

※引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分) が充てられた社会保障施策経費

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 2千4百万円

(歳出)

・社会保障施策経費 12億4千万円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	20,189	9,876	10,313
	高齢者福祉事業	394,482	1,691	392,791
	児童福祉事業	46,289	1,386	44,903
	母子福祉事業	11	6	5
	小計	460,971	12,959	448,012
社会保険	介護保険事業	268,150	106,540	161,610
	国民健康保険事業	398,139	61,748	336,391
	小計	666,289	168,288	498,001
保健衛生	保健衛生事業	112,540	345	112,195
	予防事業	8,523	24	8,499
	小計	121,063	369	120,694
合計		1,248,323	181,616	1,066,707

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。